

新居浜工業高等専門学校収入金取扱規程

平成24年10月16日規程第2号

最終改正 令和3年3月10日

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における収入金に関する事務の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（規則第34号）、同出納事務取扱規則（規則37号。以下「出納事務取扱規則」という。）及び同債権管理規（規則第111号。以下「債権管理規則」という。）に基づくもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 出納事務取扱規則第5条に定める収入金調査書及び債権管理規則第5条に定める債権発生等の通知書（以下「債権発生等通知書」という。）は、別紙様式第1号により兼ねることができる。

第3条 独立行政法人国立高等専門学校機構が運用する財務会計システムによる収入契約決議書を債権発生元部署で作成できる場合は、これを収入金調査書又は債権発生等通知書に代えることができる。

第4条 この規程に定めるほか、必要な事項は出納命令役が別に定める。

附 則（平成24年10月16日 制定）

- 1 この規程は、平成24年10月16日から施行し、平成24年10月1日から適用する。
- 2 新居浜工業高等専門学校債権管理事務取扱要領（昭和52年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（令和3年3月10日 一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

収入金調査書（債権発生等通知書）

元号 年度

収入金（債権発生等）通知				調査決定（確認）					
通知年月日		元号 年 月 日		出納命令役	出納役	総務課長	課長補佐	財務企画係長	財務企画係
課長	課長補佐	担当係長	担当係						
下記のとおり、収入金（債権）が（発生・変更・消滅）したので通知します。 通知義務者				調査確認	左記の収入金（債権）を調査決定する。 出納命令役 新居浜工業高等専門学校事務部長				
納入者の住所・氏名					調査決定及び債権管理簿登記	元号 年 月 日			
収入（債権）金額				調査決定及び請求	予 算 科 目				
債 権 の 種 類					調 査 決 定 金 額				
予 算 科 目					調 査 決 定 及 び 総 勘 定 元 帳 登 記				
勘 定 科 目					請 求 書 発 行				
債 権 発 生 等 原 因					請 求 書 番 号				
履 行 期 限					納 入 期 限				
元号 年 月 日					納 入 場 所				
その他必要事項					その他必要事項				

※ 必要に応じて証拠書類を添付すること。